

新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 14 号

新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会  
規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に改める。

第2条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に  
改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1  
項を加える。

（条例附則第22項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額）

2 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用につい  
ては、当分の間、同条各号列記以外の部分中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額  
に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこ  
れを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切  
り上げた額）」とする。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の義務教育等教員特別手当規則」という。）第2条の規定の適用については、別表第1又は別表第2の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条各号の別表第1又は別表第2に掲げる額として算出する。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の義務教育等教員特別手当規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。